

岩手県告示第198号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更に係る農業振興地域の名称

（1）盛岡地域

（2）矢巾地域

2 変更に係る区域 別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課及び盛岡広域振興局農政部並びに盛岡市役所及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。